

尼崎市告示第354号

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成27年8月31日

尼崎市長 稲 村 和 美

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築、増築又は改築に係る建築物（増築の場合にあっては、その部分。以下同じ。）で、次に掲げる構造、用途及び規模のもの（建築基準法（以下「法」という。）第18条第1項又は第85条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受ける建築物、法第68条の15に規定する認証型式部材等製造者若しくは法第68条の22第2項に規定する認証外国型式部材等製造者が製造するこれらの認証に係る型式部材等を有する建築物及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条第1項の規定により建設住宅性能評価の申請が行われている新築住宅を除く。以下「対象建築物」という。）

(1) 一戸建ての住宅、長屋（住宅の用途に供する部分を含むものに限る。）、併用住宅（住宅で住宅以外の用途を兼ねるものをいう。）、共同住宅又は寄宿舍で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの

(2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅及び寄宿舍を除くものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上であるもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる対象建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定工程及び特定工程後の工程

対象建築物の構造	特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造で、階数が2以下のもの	—	—	土台、柱、はり及び筋かい（以下「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工法の場合にあつては、耐力壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法の場合にあつては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造で、階数が3以上のもの	基礎（杭基礎を除く。以下同じ。）の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工法の場合にあつては、耐力壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法の場合にあつては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）

鉄骨造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2階の床版の取付け工事の工程	壁の外装又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及びはりの取付け工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打設工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事の工程）
その他の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	—	—

摘要

- (1) 複数の工区に分けて施工する場合における特定工程及び特定工程後の工程は、最初に工事が完了する工区に係るものとする。
- (2) 木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造以外の構造の対象建築物で、地階を除く階数が1であるものに係る特定工程及び特定工程後の工程は、基礎工事に関する工程に係るもののみとする。

(3) 複数の構造を併用する対象建築物については、2階部分の構造によるものとする。

備考 「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

3 適用

前2項の規定は、平成27年10月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「申請書等」という。）が提出される対象建築物について適用し、同日前に申請書等が提出された建築物については、特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成22年尼崎市告示第309号）第3項及び第4項の規定を適用する。